

会 議 録

会議の名称	令和４年度　第２回協働推進懇話会
開催日時	令和４年１２月２６日（月）１４：００～１６：００
開催場所	和光市役所６階　６０３会議室、交流スペース
出席者	《委員》　　　　　　　◎会長　○副会長 ■学識経験者 ◎杉崎　和久　（法政大学法学部政治学科 大学院公共政策研究科　教授） ■市民団体を代表する者 ○森田　圭子　（NPO 法人わこう子育てネットワーク　代表理事） ■公共的団体を代表する者 加山　秀夫　（和光市自治会連合会） 富岡　俊宏　（和光市商工会） 塚本　拓　　（和光市社会福祉協議会） 片山　義久　（和光市ＰＴＡ・保護者会連合会） ■和光市協働推進庁内調整委員会 大屋　ゆり奈（和光市政策課） ■和光市協働推進ワーキング 漆間　美奈　（和光市政策課） 《事務局》 市民活動推進課　山本、橘
欠席者	■市民団体を代表する者 山川　由美子（NPO 法人みんなで元気　代表理事） ■公共的団体を代表する者 富岡　俊宏　（和光市商工会）

次 第	1 開会 2 あいさつ 3 協働指針改定及びアンケート （１）協働指針改定案 （２）アンケート案 4 スペースについて 5 その他 6 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 和光市協働指針素案 3 団体用 令和４年度市民活動団体実態調査（案） 4 個人用 令和４年度市民活動実態調査（案）
傍 聴 者	0 名

会議 内容
《1 開会》 (事務局) 第1回懇話会にて、都合のつかなかった2名に参加いただいている。 (森田副会長) 前年度の協働推進懇話会委員として活動した。また協働指針策定時には、出来上がった案に対し、当時の職員とは熱く議論した。 (大屋委員) 政策課の組織改善プロジェクトチームにて、和光市版の内部統制制度導入事業に携わっている。直接的に協働の業務に携わっていないが、その中で気が付いた部分について、積極的に意見を伝えていきたい。 (事務局) 森田委員については和光市協働推進懇話会設置要綱第5条に基づき、杉崎会長からの指名により、今年度副会長を務めていただく。 《2 あいさつ》 (杉崎会長) 今年は具体的な議論を行って進めていきたい。今期は協働指針改定を行う。改定案は、前回事務局から提示したものに何点か注文をつけ、それを踏まえて返ってきたものである。今後アンケート結果を踏まえ、固めていく。またスペースについて、前年度は市民活動をする場所について話し合ってきたと聞いているが、都合よく使用できる空き家等の場所の確保は難しいであろう。現在交流スペースが上手く活用できていないため、使いやすくしていきたい。アンケートの設問にも踏まえ、結果を議論していく。 《3 協働指針改定及びアンケート》 (進行：杉崎会長) ☐ 協働指針改定案について (事務局) 前回の第1回懇話会にて、一部赤字修正をした指針改定案を提示したところ、大きく3

点の指摘を受けた。1点目は協働指針全体の文章を確認し、現在の内容に改定すること。2点目は令和元年度「市民意識調査」の結果を、データも併せて掲載すること。3点目は協働事業提案制度が前年度に廃止となったが、協働事業提案制度の内容を削除するのではなく、協働事業提案制度について総括をする節について追加し、協働事業提案制度の効果や廃止後の課題を記載することである。それらの点を鑑み、協働指針案を再構成している。

(杉崎会長)

事務局より協働指針案赤字修正部分の説明があったが、背景を説明すると協働指針案全体が指針策定後から改定の度につきはぎをして文章を作成されており、現在全体の整合性がとれていない。今回は一部修正ではあるが、文章を通して見ていったときにわかりにくい点がないように、令和4年度現在の文章として通りが良いか確認願いたい。2点目は中心となる協働事業提案制度がなくなったということを、成果を振り返り、止めるからにはこういう課題がある、こういうことが更に必要だといった、次のステップに向けた内容を含めたい。指針策定時は、協働とは何か、ということを丁寧に手探りしながら一生懸命つくってきたことがあるが、10数年たつとその議論は若干落ち着いてきている。来年度までに改定すれば良いため、和光市の積み重ねを含んだ内容を和光市らしさとして盛り込んでいきたい。また協働事業提案制度の廃止について、事務局なりに到達点を記載しているが、市民活動の近い立場から見てこういうところが良かった、こういう課題が見えた、こういう支援の仕組みが必要等市民側の目線のなかで追記したほうが良いという点を盛り込みたい。協働指針の後半ページについては、指針が市役所全体でどれだけインパクトがあるかというのは中々微妙なところではあるが、しかし市民活動推進課は指標としている。令和4年度の現在は何が大事かということを記録に残すことは必要である。感想を含め意見を頂きたい。

(森田副会長)

気になる点は8～9ページ『協働型委託』についてである。協働指針をつくったときに、『委託』と『協働型委託』を分類分けしたが実際には全庁的に用いられていない。委託は法令で枠組みが決まっている。協働型委託はその法律で言うところとあり得ないもので、あってないようなものと同じである。自身の団体が運営している『もくれんハウス』についても、最初は協働型委託と位置づけられていた。ところが当時の所管課である児童福祉課では協働型委託について全く意識がなく、委託だから全部報告するよう職員に言われた。協働型委託の認識がないまま現在のネウボラ課になったが、より委託度が強くなるような事業体になった。協働型委託について、最初は意味があると思っていたが、委託と何ら変わらない。この位置づけをどのようにすべきかと、ずっと思っ

いた。

もう一点は協働事業提案制度の廃止について、総括しなければいけないと思っている。指針案15ページのように事業一覧ではなく、事業の中にはその後制度化されたものや、そこでつくったかるた等、ずっと活用されていたりと波及効果がある。自身の団体の事業であるホームスタートもここから始まり、現在ネウボラ課に位置づけられている。市民活動がどれだけ行政に貢献し、市民が一生懸命社会課題を発掘して形にしたものが市の制度として位置づけられていることについて、市民団体から見ると成果を出すのはこの場しかない。数年自主事業や助成金をとり実施してきた事業が最終的に協働事業提案制度を使用し制度になったが、そのいきさつや過程をカットしてしまうと、最初から市が行っているようになり、市民団体の意義を軽く扱われているような思いになる。協働事業提案制度は財政上の問題で廃止になったが、優先順位が低いのは市民の力が見えていないからである。職員は異動があり経緯が見えていないということがあると思うが、今までの評価をしていくことがあるといい。

(杉崎会長)

一点目の協働型委託については、当初指針策定時『協働型委託』と『委託』を棲み分けて実施していこうと考えていたのではないかな。

(森田副会長)

市民活動推進課から異動した職員は協働型委託について意識しているが、それ以外の職員は知らない。

(杉崎会長)

協働型委託は一般的な仕様書と異なるものなのか。

(片山委員)

法律の観点からの委託の場合、受注者は入札で決定する等ルールがあり、先に発注者が仕様書を作成する。『わこう郷土かるた（わこううちかるた）』及び『心を込めた花で明るい街づくり』にて協働事業提案制度を2度使用したことがあるが、協働型委託は仕様書を作るところから市と一緒にやる。そのため協働型委託は協働事業提案制度がなくなったタイミングで廃止になったのかもしれない。

(杉崎会長)

協働事業提案制度がなくなっても協働型委託という理屈はあり得るが実態としてはないようである。理念的に残しておく必要があるか。もっと手前からのやり取りをする狙

いがあるのではないか。記載のあるように、役割分担表は作成していたか。

（森田副会長）

役割分担表は当初作成したが現在は作成していない。また当時は委託も協働のうちという考えだったが、一方的に言われるがままではなく、委託自体と一緒に考えていくことをより強めた形の概念である。

（片山委員）

市が手を挙げて行う行政提案と、市民が手を挙げて行う市民提案が協働事業提案制度にはあった。前者が正に協働型委託だったのではないか。

（森田副会長）

協働型委託は残しても良いが説明はこのままで良いのか。

（杉崎会長）

協働型委託というのは何か、ということを残しておくべきである。また、委託の説明がだいぶ狭いのではないか。協働型委託といっても良い内容である。行政提案型も片山委員の話だとパートナー募集後丁寧に仕様書を作るようで、発意はどちらである、ということではないようだ。

（片山委員）

初期のころは行政提案の方が多かった。その後は市民提案が多いようである。

（杉崎会長）

実際行政提案はどうなのか。市民側がクリエイティブに関わる余地はあったのか。またはマンパワーを提供するだけであったか。

（森田副会長）

例えば皆で見つけた社会課題だが、明らかに既に実施している団体があるとなると、その団体に依頼することになるため、協働型委託は矛盾をはらんでいる。

（塚本委員）

現場ではそのような形は多いのではないか。委託となってしまうと、市民活動団体が長らく行ってきた事業にも関わらず、安かろうで業者が契約することはあり得るわけで、そこを本来の狙いどおり補うものが協働型委託なのではないか。

(杉崎会長)

行政が踏ん張れば、団体の実績で契約できることはある。協働事業提案制度はそういう趣旨なのか。知らない団体からもアイデアが出るという公募となっていることが制度の趣旨だとするとそれは良くない。開いて実績を持っている団体に決めていくというのが正論である。上手く使える制度というのは好ましくない。

(森田副会長)

本来の行政提案事業に則って行ったが、手を挙げる団体がなく、そういった状況が一年二年続き、行政提案が減っていったと聞いたことある。

(杉崎会長)

仕様書を作成する段階で、通常受委託関係になることは面白くない。委託の役割分担で対等な契約を結べるかどうかが一番大事なところであり、安心して信頼できる相手と行いたいということがある。先程二つ目の話だと協働事業提案制度の総括の際に、行政でやりきれない事業を民間の力で行うことが一定程度あったとのことだった。提案が少なくなったということをどう評価するかまで記載したほうが良い。行政からも市民からも沢山提案があれば、今も続いていたかもしれないわけである。この制度がフィットしなくなってきているところが何か踏み込んで書けると良い。委託の中に協働型委託が入っているという表になれば良いのではないか。委託だとしても市民の方と行うときは協働型委託に記載されているようなやり方をしてほしい。

(片山委員)

委託となると市からとなり、担当部署が決まってしまう。協働事業提案制度の際、複数の部署へ跨ぐときに、協働事業提案制度があることで市民活動推進課を経由して様々な部署にお願いができたことは良かった。委託だとあり得ないことである。

(杉崎会長)

市が業者に委託するものと、あえて NPO 等市民団体をお願いするときと、プロセスは異なるのではないか。同じ委託の中でも随意契約にする理由になる。協働型委託は委託の類型ではないか。指針に記載されている委託の説明は協働型委託にも当てはまることである。役割分担を明確にした委託のやりかたもあるということではないか。

(森田副会長)

区別がはっきりしないから皆区別し理解ができないのではないか。志としては意味が

あるため、内容を考えられると良い。

(杉崎会長)

委託と協働型委託は分けたほうが良いのか、含んだ方が良いのか考える必要がある。

(森田副会長)

委託の中に協働型委託があるほうが法律上理解しやすいのではないか。

(杉崎会長)

市民グループと事業を実施する場合は仕様書作成から一緒に実施する等市民の経験が活かされるような進め方をするといい、という方向で考えていくこととする。

15ページの協働事業提案制度について、森田副会長から大事な指摘があったが、提案制度はまだ皆が気付いていない社会課題を発掘するという大きな意味がある。後に民間の事業になっても良いし行政の施策になるのも良いが、この後継続していること、生み出す機会があったことを記載するほうが良い。当然片山委員が仰ったように協働のきっかけとなっているということ、市役所の各部署と市民と一緒に仕事をする、協働するきっかけとなっていることを記載する。詳細にこれとこれ、と記載しても良い。行政提案で言うとかいう意味があり、市民提案で言うとか新しい地域課題が発掘され、市の事業になったことや新しいNPOが生まれた等記載したらどうか。この事業がなくなった後、地域課題をどう掘り起こすかということは当然課題となってくるのではないか。

(塚本委員)

誰からの発信で、どういった経緯でアイデアが始まり、実際和光市で毎年行っているイベントはこれがきっかけで生じた等記載すると凄味が増すのではないか。一方で行政提案をしてこういう課題解決をしようと思い〇〇課を中心に実施したがエントリーが減っていったのか、～と思われると記載すれば協働事業提案制度がなくなっても仕方がないと思うのではないか。

(杉崎会長)

応募が減った理由は皆さんはどのようなことが考えられるか。

(片山委員)

コロナでそもそもの事業が動けないこともあったと思うがコロナ関係なく減っているようである。

(杉崎会長)

使い勝手が悪い、面倒である等仕組みに対して何かあるか。行政提案も減っている。和光市は補助金事業が少ない。

(森田副会長)

ネウボラ課では子育て活動補助金がある。行政より、申請しないかここ数年声を掛けられているため、最近は申請が減っているのではないか。子育てに関して言うと、ネウボラ課になる前は穴が開いていて社会課題があった。しかし現在は随分と充実しており市民が動かなくても済んでいる。もうひとつ大きいのは若い世代が働きに出て地域活動を行う人も減っている。新しい団体はそんなにできていない。

(塚本委員)

市役所で補助金をもらわなくてもクラウドファンディング等自分たちで集める手段もある。申請の手間を考えると自分たちで支払うこともあるのではないか。

(杉崎会長)

少額であれば、書類提出をし、審査をし報告をあげるより自分たちで資金を捻出したほうが良いと考えるかもしれない。

(森田副会長)

ネウボラ課が持っている補助金事業は1ケース9万円だが、選考会でプレゼンをし、終わった後も手間が掛かると聞いたことがある。

(片山委員)

記載されてないが、協働事業提案制度で提案したものはまだある。例えば子育て通訳サポートの時は他に2団体提案している。

(杉崎会長)

応募数は記載した方がよい。金銭に頼らず事業を実施すること自体は悪いことではなく、ベテランになると不要にはなるが、市役所のお墨付きがあることが活動団体にとって大事な段階もある。

(森田副会長)

協働事業提案制度を行いすごく良かったことは、担当課との間に市民活動推進課が付いてくれて役割分担等調整してくれたことである。市民はどこか気持ちの面で言いなり

になりがちなため、対等な関係になるための交渉のサポートをしてくれることについては協働事業提案制度は良かった。そのメリットが指針にはうたわれていない。割と所管課と市民活動団体は対立的になりがちであり、そこを調整してくれることでいうと制度は合理的であった。

(杉崎会長)

担当課からすると自分の部署の業務を行っているときに、横やりが入ったように思うかもしれない。

(片山委員)

窓口があると安心である。実際かるた作りをしたいとなった時も、教育委員会が50万円を補助してくれるわけではない。他の部署は予算が決まっているから新しい事業が通りづらい。制度がなくなった理由は金銭的な理由があるかもしれないが、引き続きコーディネートは行ってほしい。14ページの資金部分にも相談窓口として市民活動推進課が民間の基金等の助言を行う役割を記載しておくのはどうか。

(大屋委員)

行政提案が減少した理由のひとつとして、国や県から業務が権限移譲され、市の人口も増加し、業務量が年々増加する中、職員数は横這いであり、目の前の業務で手一杯になっていることが考えられる。今後定数が増えると思われるが、職員1人1人がアンテナを張っていかなければならないと改めて考える。

(杉崎会長)

協働提案制度の行政提案の場合は所管課が予算を出していたのか。

(事務局)

所管課ではなく市民活動推進課が予算計上を行っていた。

(杉崎会長)

予算計上を行わなくて良いというメリットが所管課にはあったということである。市民提案を行政側が多忙等で受け止められないということはなかったのか。

(大屋委員)

多忙の中、抱えている業務以外に提案事業を行うということでどうしても反発が生じてしまう可能性はあったのではないか。

(杉崎会長)

市民活動団体側の耳には入らなかったか。

(森田副会長)

一切耳には入らなかった。自身の団体は予め所管課との関係性が構築できており、提案自体も割と成熟させてから持っていくパターンが多かったが、そうではなかったところもあったかもしれない。

(塚本委員)

マッチングしないものも沢山ある。その中には市民提案側で突拍子もないものの可能性もあり得る。

(杉崎会長)

対抗的な提案もあり得るわけである。片山委員は具体的に関係性のある中での提案をされていたか。

(片山委員)

商工会として郷土かるたでの市民提案の時は、体育館の利用希望を申請したところ、スポーツではないから体育館が使用できないということがあった。和光市民会議に移管してからはスポーツ青少年課に所管課が移ったため体育館は利用できるようになった。元々生涯学習課がパートナーであり、歴史は得意としていたが、実際の大会ではスポーツではないから断られてしまったことはある。

(杉崎会長)

行政からすると、仕事に余裕があれば予算がつき、コーディネートしてくれることはメリットであり良いものであったのではないか。最近応募がなかったのは新しい団体がないのか、使い勝手が悪いのか、どうしてなのか。

(森田副会長)

福祉に関しては市の制度が充実してきたからも一因である。先細りの中でこの事業事態を知っている人が減っていったということもある。また事業自体減っている。人も少なくなってきた。

(塚本委員)

支援の幅が広がってきて、市民が思いつくことは既に市が実施していることが多い。

(杉崎会長)

良かったことであればこの制度が無くなってもどう継続させていくか課題として残るし、もし所管課にてアイデアが欲しい場合、市民と何か行いたい場合は市民活動推進課がつなぐ機能を行う等、スタートアップの支援は必要である。協働の手前までのケアはあっても良いのではないか。福祉分野等充実してきていることはある。

(森田副会長)

当事者の課題は時代が移り変わっても絶対ある。例えば現在子育てにおいて父親が孤立を感じており、20年前に自分たちが感じたことを同じように感じている場合がある。忙しくて形になるにはまだ時間が掛かるが、何か市と協働して行えると知ったとき、実際に動き出す人たちが出てくるのではないか。現在はインターネットでもつながれる時代である。但し使いづらかったり動きづらいことはある。日中に審議会やプレゼンテーション、書類提出等行わなければならない、仕組みが日中暇な人ではないと活用できなかった。このようなことは市民活動全体でまだまだある。

(杉崎会長)

11年間応募があって団体もあって、エピソードもあって、一定の役割は果たしている。但し指針案に記載のあるような、庁内で協働の意識や輪が広まったからではないのではないか。良い事業だったからこそ、辞めたことは次の課題として残るような記載方法をした方が良い。行政の中の地域課題に対応する事業が充実してきているし、団体活動実績も充実してきている成果があったことは記載する。よく鉄板で言われるのは中間支援組織はお金を持っていないとお客さんが来ない。

(森田副会長)

先日行った愛知県みよし市では市が新しい市民活動を立ち上げる団体に対しクラウドファンディングを応援している。市は広報で支援する。

(片山委員)

小、中学校の備品に関し和光市も行っている。

(杉崎会長)

クラウドファンディングに市がお墨付きで実施することとふるさと納税を使用することはある。業者を使用すると使用料等とられるが、既存の仕組みにのる方法はある。集め方は多様になっており、クラウドファンディングと市民活動団体をつなぐやり方もある。市がクラウドファンディングと包括協定を締結することもある。民間だとエントリーのハードルが高いが行政が間に入るとクラウドファンディングするだけの実力がない団体でも実施できることがある。必ずしも助成金だけではなく、金銭的なコンサルティング、情報提供をすることも可能である。

(塚本委員)

クラウドファンディングの会社も成功させなければならぬため、個人相手だと厳しい。社会福祉協議会でも、助成金はなくなったが、民間等の助成申請の際に推薦が必要な場合は記入する等、サポートについてお伝えすることがある。

(杉崎会長)

お金が出せなくても相談に乗ることができる。クラウドファンディングや民間の助成金を等実績のある市民活動団体の方にアドバイスをもらったり申請書は記載するノウハウがある。また申請書類を記載することは活動を振り返る機会にもなる。自身も審査の経験を生かし、書き方や目標の設定の仕方等、練馬で行っていた。

(塚本委員)

市民活動推進課の出前講座で助成金を取る為の申請書の書き方を実施してはどうか。

(片山委員)

商工会でも経営に対し直接信用金庫からお金を借りるため、事業計画書をつくることをサポートしている。事業計画書を作成することで、経営が安定する実績がある。

□アンケート案について

(事務局)

第1回懇話会にて、団体対象のアンケート案を委員の皆さまに提示した。その中で個人対象のアンケートの追加作成、及び団体用アンケートの修正について意見をいただいた。会議後修正及び反映したアンケートを、一度メールでお送りし、現在配布しているアンケート案は、その後メールにて意見をいただいたものである。今後活動場所についての議論をするにあたり、活動場所について追記が必要ではないかとの意見があったため、市民活動団体用のアンケート案については、問5番と問6番を修正、追記している。今回確認後、1月中に2週間、アンケートを実施したい。

(杉崎会長)

今回は協働指針と、前年度から引き続実施している活動場所についての議論を、6階交流スペースについて議論するにあたり、生かせる項目を入れたほうが良いのではないかと考え追加している。同じ項目を聞いているものは変化がわかるものなのか。赤字は毎回必要ではなく、今回のみ確認したい設問である。団体向けアンケート2ページ目赤字部分については、毎年実施している項目に追記した。3ページの赤字部分は皆さんがどこで活動しているかを把握するためである。加山委員に伺うが、町内会、自治会館等はあるのか。

(加山委員)

普段は近場のコミュニティセンターを借りている。大きい自治会は独自で集会所を所有していることはあるが、和光市は小さい自治会が多い。利用する際重要なことは一番近いことである。

(杉崎会長)

場所の確保についてはどうか。

(加山委員)

時期によるが大体余裕はある。ただ沢山あるわけではないため、あらかじめ予定を決めておけば使用できる。理想は近場に複数使用できる場所があることだが、今ある範囲でどう工夫していくかが一番大切ではないか。

(杉崎会長)

塚本委員も市内を巡回することが多いと思うがどうか。

(塚本委員)

公的な場合だけでなく、様々な活動の中で会議だと公民館や地域センターを使用することが多い。個人の家でも良いと思うが、1人に負担がかかる。そうするとみんなで出費があったとしてもイーブンに使える場所が良いとなる。協和会や一新会は個人で集会所施設を保有しているが、管理費の支払いがあり誰かが管理しなければならない。またコロナ禍で長らく使用していない場合も電気代等費用は発生する。所持していただいで大変ではある。場所の確保は地域によるところがあるが、徒歩圏内に比較的予約の取りやすい公民館等があれば良いが、無いところは集まらない。皆で集まりたくても距離があると高齢だと遠方までは行けず、辞めたり、回数が減っていったり活動が減少し、つながる機会の減少の原因の一つになる。

(加山委員)

場所の有無等の条件で全体的に活動が鈍くなっていく。自治会としては場所が良いところは活発に活動しているが、そうではないと行かなくなったり使用しなくなったりしている。

(杉崎会長)

特定の生活圏の地域に場所があるということが重要になってくる。機能的な話と、場所の予約が取りづらい等不便な点の話がある。

(片山委員)

普段PTAだと公民館や地域センターを借用しており、場所の確保は問題ないが、備品の保管場所がないため困っている。PTAは会長が輪番でまわり、学校のPTA室もあるが、市民活動団体だと会長の家に保管となることになり保管が大変である。活動場所は良いが、保管場所が難しい。

(森田副会長)

自身も会長のため家にも備品はあるが、わざわざ備品を都度取りに行くことも大変なため、どっちもどっちである。話し合いの活動場所は公民館を使用している。利用料免除団体であるため話し合いに使用しているが、有償の団体だと大変なのではないか。自身の団体は複数の事業を実施しており、月の利用制限に引っかかるため、コミュニティセンターや公民館、わこらぼ等様々な場所を使用している。わこらぼ交流スペースは予約する必要がなくWi-Fiも使用できるため頻繁に使用している。そういう場所が市内にはない。今はZOOMを使用しているため、話し合いの場所に関してはある程度楽にはなっている部分もある。

(塚本委員)

わこらぼ交流スペースは、コロナ禍以前は飲食もできるのが良かった。公民館だとWi-Fiを使用できるところに制限があったり、飲食も外でしなければならない。

(杉崎会長)

これから6階交流スペースが今後使用しやすいように話し合いをしていこうと考えているが、そこそこ皆さん場所には困っていないのではないかな。備品置き場は必要だが話し合いの場所の予約が取れないということはないのか。

(森田副会長)

私たちはそれぞれ拠点はあるが、拠点がない団体もあり、そういうところは大変である。

(杉崎会長)

場所の必要性についてはアンケートにて確認したい。

(片山委員)

『ゆめあい和光』を団体向けアンケート 3 ページ 6 番自治会集会所の後に追加してほしい。団体登録すれば使用できる。

(大屋委員)

自身が会議室を借りることを考えたとき『和光市 会議室 無料』とインターネットで検索すると思うが、その結果本町地域センターが一番上にでてきて、次に朝霞市の会議室が出てきた。皆さんがおっしゃるように予約が必要かどうか、Wi-Fi の有無、飲食可能か、備品が置けるかといった詳細を一つひとつ検索することは大変である。前回の会議でも出ていたかと思うが、一覧で見られるものがあれば、知らない人も借りやすいのではないか。

(森田副会長)

1 人 5 0 0 円等徴収し有料で講演会する場がない。場所の広さもあるが、人を集めて参加費をとると制限がかかる。結果、市内飲食店のアルコールスー択になる。

(塚本委員)

金銭を取っては駄目なのか、営利が駄目なのか、プラスになってはいけないのか、そのあたりがグレーである。公民館等が厳しい。

(加山委員)

以前催し物でお金を取ってはだめか、という問い合わせがあり、外部団体だと色々な問題があるから断るといった話を聞いたことがある。

(森田副会長)

堂々と講演する場所がない。免除団体だからやるのであれば別の登録をしてほしいと言われたことがある。儲けているわけではない。売り買いもしてはいけない。

(杉崎会長)

別のところでは講師の謝金は安いから本を売っても良いところもある。

(塚本委員)

以前の職場で公共施設の貸室があったが、担当の大阪市に確認し、利益がでなければ料金徴収をしても良いと聞き、団体に収支報告書を付けてもらい、利益が出ていないことを証明したことがある。市民活動推進課でそういった情報を掲載することは活動をする上で有益な情報ではないか。

(杉崎会長)

どこの場所がどういう風に予約を取れ、どういう設備があり、予約にいくら必要かといった情報が揃っているだけでもありがたいのではないか。ベテランの方たちは経験上蓄積され知っていることではある。

(片山委員)

先日インターネットで相談を受けたのは、東横イン1階会議室についてである。有償で利用できる。

(事務局)

市で営利の相談を受けたときはサンアゼリアを勧めている。

(杉崎会長)

用途別に団体用アンケート3ページ設問6の他に、ワークショップや講演会等主催事業の場所の確保も追記することとする。一度事務局とやり取りをし、手直ししたものを発送する。

《4 スペースについて》

6階交流スペースに移動

(杉崎会長)

庁舎全体の管理の問題があり、夜間週末の使用に関しては中長期的議論となるが、今回は現在の6階わくらぼ交流スペースについてより使い勝手がよくなるよう話し合いたい。

印刷機と折り機がある。市内にも同様に整備されている場所はあるか。

(塚本委員)

社会福祉協議会に折り機はない。印刷機はゆめあい和光3階にて登録団体のみ使用可能である。登録は10人以上の団体で8割以上が市民であることが条件である。

(森田副会長)

わこらぼ交流スペースでは、アンブセットやスクリーン等貸してもらっている。

(事務局)

貸し出し備品は登録が必要である。5人以上の団体で、営利を目的としていないこと等条件はある。交流スペースの使用は登録不要且つ予約なしで誰でも使用できる。

(塚本委員)

大体、わこらぼで借りられないから社会福祉協議会に借りにくことが多い。その逆も然りである。

(杉崎会長)

現在は昔ほど印刷機の使用はしていないか。民間企業で安価な印刷会社も多くある。

(塚本委員)

インターネットを使用できない方が多いため、使用している方もいる。

(大屋委員)

1回に何団体までスペースの使用は可能か。

(事務局)

3つ机がある。予約フリーなため、入室できる分だけ譲り合って使用は可能である。

(杉崎会長)

予約なしのため、独占して使用することはできないということである。ふらっと、3人ほどでこれから集まろうか、明日集まろうかとなったときに、会議室を予約するほどでもないときに使用できる。

(森田副会長)

電源、Wi-Fiの利用が可能である。

(片山委員)

長尺サイズの印刷が可能であれば良い。

(杉崎会長)

メンテナンスが大変だが大型プリンターがあれば良い。

(事務局)

庁内にも大型プリンターは一台しかない。

(塚本委員)

机の置き方が3グループほどしか使用できない。受験生が1人来て勉強することは問題ないか。

(事務局)

交流スペースは1人で来ても、登録なしでも使用可能である。カウンターテーブルは必要か。

(片山委員)

以前ポットがあったが、セルフ等でお茶のみコーナーがあると良い。

(塚本委員)

荷物が全て片付くなら壁側に寄せて、立ち作業ができるような場にしても良い。

(森田副会長)

昔は団体ファイルを活用していたが今は紙の時代ではないため不要ではないか。

(杉崎会長)

明らかにこの場所に無くても良いものがある。もう少しすっきりすればもうひとつテーブルを置けるかもしれない。

(森田副会長)

入口も見えづらく入りづらい。せめて入口に大きな看板が欲しい。

(事務局)

エレベータを降りたところにA1サイズの看板を設置しているが、エレベータ前は他

の部署の情報量も多く埋もれてしまっている。

（森田副会長）

段差注意の看板の部分が目立つためそこに看板を設置してはどうか。『誰でも使えます』『いつでも使えます』という文言が欲しい。

（加山委員）

オープンな雰囲気にした方が良い。現在は覗きこまないと部屋が見えない。

（加山委員）

市民活動推進課に近いから等、何か6階にある理由はあるか。皆が使用するならば一階に設置してあるほうが便利ではないか。

（大屋委員）

市民活動推進課と隣合わなくても問題ないか。

（事務局）

市民活動推進課付けの協働推進員がいるため、近くにいないとフォローできないということはある。

（森田副会長）

昔受託していたときの備品が残っている。以前はゆめあい和光にあり、NPO連絡会議が受け皿になっていたが、もともと受け皿として連絡会議を形成していたわけではなかったため、運営が難しくなった経緯がある。

（塚本委員）

団体の荷物は置いて良いか。

（事務局）

わくらば登録団体で使用希望のあった団体に借用しているキャビネットがあり、6団体が借りられる。

（塚本委員）

荷物置き場を増やしても良いかもしれない。印刷するところに紙を置いておきたい。作業をとおして打ち合わせをする団体も増えるのではないか。

(片山委員)

土日に取りに来られないのは難点である。結果備品が会長宅に保管されることになる。

(塚本委員)

交流スペースを使用できない時はあるか。

(事務局)

基本的に使用できるが、今回のように交流スペースを使用できないときは事前にSNSで使用できない旨をお知らせしている。先日は朝霞市の市民活動団体との団体交流会を交流スペースにて実施し、この場所のPRを行った。

(杉崎会長)

この場所について知らない人が多いのではないか。印刷機があって、Wi-Fi がとんでいて、相談にものってくれることをPRした方が良い。プリンターはないか。USBを持ってれば印刷できると良い。

飲食禁止はコロナ禍だからか。お酒は禁止か。今回だけアルコール可能なようなイベントがあっても良い。

(事務局)

コロナ禍のため現在は飲食禁止である。

(塚本委員)

コミ協の備品は市民活動団体も借りられるか。

(事務局)

登録関係なく貸し出し可能である。

(杉崎会長)

捨てるものを捨てず、皆に必要なら持って行ってもらうような日をつくっても良い。そういうイベントにする手もある。

(塚本委員)

折り機を交流スペースに置いておく必要はあるか。入り口を入った後広く活用したい。

(加山委員)

折り機はうるさいため、他の人が折り機を使用していると他の人は打ち合わせとして使用できない。本当はもう少し隠れたところに置くのが良い。

(塚本委員)

キャビネット部分にちょっとした荷物を置き、そこに団体のチラシを掲示すればP Rにもなるのではないか。

《5 その他》

(事務局)

次回会議は2月21日(火)10時～12時、場所は和光市役所6階602会議室にて実施する。

以上